



らくなん進都

内に所有する土地を活用する方に
最高 1,500 万円 の奨励金を交付

らくなん進都企業立地促進のための

土地所有者奨励金のご案内

京都市では、新しい京都を発信するものづくり拠点である「らくなん進都(※)」のまちづくりを推進するため、ものづくり企業等の積極的な誘致に取り組んでいます。

らくなん進都内へ立地する企業へ

- ① 土地の売却
- ② 土地の貸付け
- ③ 賃貸を目的とした貸し事務所の新築・増築・改築を行う土地所有者の方に、奨励金を交付します。

現在以下の特別措置が行われています。

- ア. 交付金額を3倍に拡充(平成28年度～)
- イ. 対象事業の拡大(令和元年度～)

土地を活用して交付金を受けるなら今がチャンス!!

※「らくなん進都」

京都市南部を南北に貫く幹線道路である油小路通沿道を中心とした、概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号に囲まれた、面積約607haの地区



【交付対象】 らくなん進都内に土地を所有する方が、以下の用途に使用する企業に売却等を行う場合

建物用途	業種	条件等
本社	全て	
事務所 (支社・営業所・テナントビル等)	全て	延べ面積 1,500 m ² 以上 (事務所が主たる用途でない場合は、事務所に供する面積が 1,500 m ² 以上のもの)
工場・研究所・開発拠点	製造業等 ※裏面参照	
倉庫	製造業等 ※裏面参照	自社の業務として使用するもので、延べ面積 200 m ² 以上のもの

【交付対象となるための条件】

※建物付きの土地でも対象

	所有期間	土地の面積 (貸事務所の 新築等は建物の 延べ面積)	貸付期間
土地の売却	5年超	500 m ² 以上	—
土地の貸付	—	500 m ² 以上	10年以上
貸事務所の 新築等	—	500 m ² 以上	3年以上

土地の活用をお考えの方、まずはご相談ください!

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室 らくなん進都担当 電話 075-222-3503

【奨励金の額】

区分	奨励金の額	1件当たりの限度額
土地の売却	売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.05を乗じて得た額 (売却価格×4.75%)	1,500万円 ただし、売却する土地の面積が1,000㎡未満の場合 500万円
土地の貸付け 貸し事務所の新築等	企業が事務所等として使用を開始した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から6年度分の交付対象事業に係る土地に対する固定資産税及び都市計画税に相当する額	単年度当たりの限度額 200万円

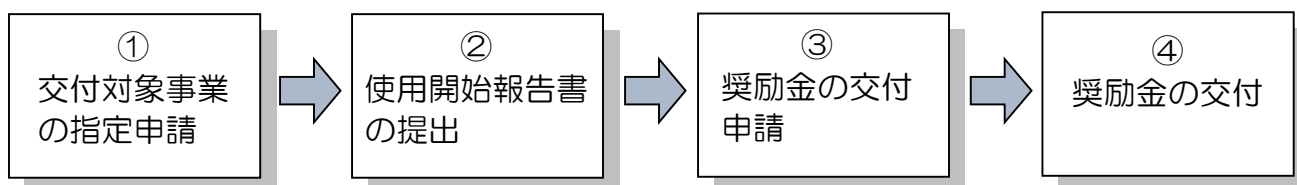
【奨励金交付までの主な流れ】

★交付申請は4ステップ

(売買、賃貸等契約前)

(企業操業開始後)

(企業操業開始の翌年度(※))



★①の指定申請は契約前に以下の申請書類の提出が必要です。

- 交付対象事業指定申請書 (第1号様式)
- 土地の登記事項証明書
- 住民票の写し又は法人の登記事項証明書 (申請者)
- 企業の概要がわかる書類 (売買または賃貸先企業)
- 貸し事務所の新築等にあつては、延べ床面積がわかる設計図等

※登記事項証明書等は法務局発行の謄本の写し (原本) が必要です。

★①の交付対象事業の指定を受けてから**6年以内**に②の使用開始報告書の提出が必要です。

★③の奨励金の交付申請は使用開始報告書提出後、**翌年の1月1日を基準日とする固定資産税等の納税後に納税証明書等と共に申請いただけます。**

※操業開始が1月2日～3月末の場合は翌々年度になります。

◎「**製造業等**」とはどういう企業をいいますか？

「京都市企業立地促進制度補助金」又は「京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金」の補助対象に該当する企業 (主に製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業) を指します。詳しくはお問合せください。

詳しくは、京都市 まち再生・創造推進室までお問い合わせください (TEL:075-222-3503)



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

